

保育所等についてよくある質問

保育所・認定こども園についてよくある質問をまとめました。

	質 問	回 答
1	公立保育所と私立保育所ではどんな違いがありますか	各月の保育料は公立・私立とも同じ基準となります。その他に別途必要な費用（雑費・延長保育料など）は、各施設によって異なります。詳しくは、各施設にお尋ねください。
2	倉吉市外の保育所等に申込みはできますか	市外の保育所等への申込は可能ですが、勤務先が市外であることや里帰り出産等の正当な理由がある場合など、入所に条件を設けている市町村もあります。申込み後に、該当市町村と倉吉市との間で入所の調整を行います。申請書兼入所申込書及び必要書類をこども支援課に提出してください。
3	倉吉市外から倉吉市内の保育所等に通うことはできますか	お住まいの市町村の保育所入所担当窓口にご相談ください。保護者から倉吉市内の施設への直接の問合せはご遠慮ください。
4	育休からの復帰にあわせて入所を考えているのですが、入所はいつから可能ですか	育児休業からの復帰の場合、児童のならし保育の期間も配慮し、職場への復帰予定日の原則 1 週間前から入所できます。
5	保育所を退園したいのですが、どのような手続が必要ですか	保育の実施期間満了（卒園など）の場合は、届出は不要です。保育の実施期間中に途中で退園（転園）する場合は、「保育所退所申出書」の提出が必要です。入所中の施設又はこども支援課に届け出てください。退所した後、再度保育所等への入所を希望する場合は、再度申込みが必要です。
6	保育料はどのように決定されますか	保育料は、保護者（原則父母）の課税状況（市町村民税所得割課税額）により決定します。認定区分に変更があった場合（短時間→標準時間認定、2号認定→1号認定等）は、変更のあった翌月から保育料が変更になります。また確定申告の修正申告等により、市町村民税額が変更になった場合、変更後の税額で保育料を再算定します。課税状況によっては、保育料が変更になる場合もあります。
7	年度途中で3歳になった場合、保育料は変わりますか	保育料は、4月1日現在の年齢で年度内の保育料を決定するため、年度の途中で年齢が3歳になっても保育料の変更はありません。
8	保育所を長期に欠席した場合も保育料はかかりますか	退所しない限り、登園有無にかかわらず、保育料は全額納付していただきます。ただし、月途中の入退所は、該当月の保育料を日割り計算する場合があります。
9	保育料は口座振替ができますか	「倉吉市口座振替依頼書」に必要事項を記入し、引落口座のある各金融機関店舗へ提出してください。依頼書はこども支援課、市内各施設及び金融機関に用意しています。依頼書は入所児童1名につき1枚必要となります。 なお、口座振替開始までに事務処理の都合で1～2ヶ月かかる場合があります。その場合、口座振替開始までは納付書で納付してください。